



島根県報

平成19年12月26日(水)
号外第143号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	1
島根県立高等学校規程等の一部を改正する規則	(高校教育課)	1
島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	(")	2
学校教育法施行細則の一部を改正する規則	(義務教育課)	3

人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		3
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		4

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

島根県教育委員会委員長 北島建孝

島根県教育委員会規則第30号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第1号中「第75条」を「第81条」に改め、同条第2号中「第73条の21」を「第140条」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

別表第3の1の部4の項中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表2の部2の項及び同表3の部1の項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表3の部2の項中「若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部」を「、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)」に改め、同表4の部中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 本表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立高等学校規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

島根県教育委員会委員長 北島建孝

島根県教育委員会規則第31号

島根県立高等学校規程等の一部を改正する規則

(島根県立高等学校規程の一部改正)

第1条 島根県立高等学校規程(昭和31年島根県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第57条の4」を「第86条」に改める。

第22条第1項第2号中「第63条第1号から第4号」を「第95条第1号から第4号」に改める。

第44条第1項中「第15条」を「第28条」に改める。

(島根県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第2条 島根県立高等学校通信教育規程(昭和32年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「第63条第1号から第4号」を「第95条第1号から第4号」に改める。

(島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則の一部改正)

第3条 島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則(平成16年島根県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第59条第5項」を「第90条第5項」に改める。

(島根県立特別支援学校規程の一部改正)

第4条 島根県立特別支援学校規程(昭和46年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第63条」を「第95条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第32号

島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

(島根県立高等学校規程の一部改正)

第1条 島根県立高等学校規程(昭和31年島根県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第21条の4」を「第21条の5」に、「第21条の5」を「第21条の6」に改める。

第21条の3第1項中「学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、」を「当該高等学校の」に改め、「点検及び」を削り、同条第2項中「点検及び」を削り、「前項の趣旨に即し」を「高等学校は、その実情に応じ、」に改める。

第21条の4を次のように改める。

第21条の4 校長は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該高等学校の生徒の保護者その他の当該高等学校の関係者(当該高等学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第6章の3中第21条の5を第21条の6とし、第6章の2中第21条の4の次に次の1条を加える。

第21条の5 校長は、第21条の3第1項の規定による評価の結果及び前条の規定による評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

(島根県立特別支援学校規程の一部改正)

第2条 島根県立特別支援学校規程(昭和46年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第18条の4」を「第18条の5」に、「第18条の5」を「第18条の6」に改める。

第18条の3第1項中「学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、」を「当該特別支援学校の」に改め、「点検及び」を削り、同条第2項中「点検及び」を削り、「前項の趣旨に即し」を「特別支援学校は、その実情に応じ、」に改める。

第18条の4を次のように改める。

第18条の4 校長は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該特別支援学校の生徒の保護者その他の当該特別支援学校の関係者（当該特別支援学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第6章の3中第18条の5を第18条の6とし、第6章の2中第18条の4の次に次の1条を加える。

第18条の5 校長は、第18条の3第1項の規定による評価の結果及び前条の規定による評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第33号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和31年島根県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

第7条中「第6条」を「第7条」に改める。

第8条中「第7条」を「第9条」に改める。

第9条第2項中「第7条の2第2項」を「第10条第2項」に改める。

第10条第1項中「第7条の3」を「第11条」に改める。

第13条及び様式第8号中「第23条」を「第18条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第34号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第15の1の部4の項中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表2の部2の項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部3の項中「相当する」を「相当すると」に改め、同表3の部1の項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部2の項中「若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部」を「、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）」に、「上記の」を「上記に」に改め、同表4の部中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校を、

「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第35号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の部4の項中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表2の部2の項及び同表3の部1の項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表3の部2の項中「若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部」を「、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）」に改め、同表4の部中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。